

令和6年度 幼稚園入園申込についてのご案内

幼稚園を利用するためには、申請手続が必要です。

令和6年度の申請手続等は、次のとおりですので、ご確認ください。

- 1 受付** ○提出締切：令和5年11月24日（金）
 ※書類の確認に時間を要しますので、お早めの提出にご協力くださいますようお願いいたします。
 ○受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

- 2 受付場所** 現在入園中の施設

3 市立幼稚園入園該当児

幼稚園名	所在地	電話番号	該当児	定員
江原北幼稚園	脇町字西赤谷 3744 番地 2	53-9947	3・4・5 歳児	70名
木屋平幼稚園	木屋平字谷口 235 番地 1	68-3733		35名
脇町幼稚園	脇町大字猪尻字西ノ久保 116 番地	52-0086	4・5 歳児	105名

4 該当児年齢

3歳児：令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日生まれの者

4歳児：平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日生まれの者

5歳児：平成30（2018）年4月2日～平成31（2019）年4月1日生まれの者

5 提出書類

申請に必要な書類を全て揃えてから、締切日までに提出してください。

※必要書類が不足している場合、受付できません。

※必要書類・記入例は、市ホームページからダウンロードできます。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
『施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書』	入園を希望する子ども1人につき1枚必要です。	全員	<input type="checkbox"/>
一時預かり事業申請書	「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」及び「保育の必要性を証明する書類」も提出してください。	希望する場合	<input type="checkbox"/>
入園児童の健康保険証（写し）	写しを提出する場合は、「被保険者等記号・番号」、「保険者番号」及び「二次元コード」にマスキング（塗りつぶし等）して提出してください。	全員	<input type="checkbox"/>
令和5年度所得課税証明書	児童の父母または扶養義務者が令和5年1月1日時点で美馬市に住民登録がなく、入園申込時にマイナンバーの確認ができていない場合	該当者のみ	<input type="checkbox"/>

6 保育料・給食費について

保育料及び給食費は**全員無償**です。

※ただし、教材費等の幼稚園への諸経費は保護者負担です。（入園説明会時に説明します。）

◎状況により必要な書類（保育料算定・副食費免除判定のための書類）

2人以上入園の場合であっても、1人あたり1部提出してください。ただし、原本は1部でも構いません。

（例）2人兄弟が入園する場合、兄の書類はコピー、弟の書類は原本。

書類が必要な方	必要書類	備 考	チェック欄	
			父	母
障がい児（者）がいる 世帯	次のいずれか ・障害者手帳の写し ・療育手帳の写し	氏名・手帳の等級・交付年月日部分のコピーが必要です。 所得要件によって保育料の軽減措置があります。 入園希望する子どもに限らず世帯全員が対象です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
令和5年または令和6年1月1日時点で美馬市に住民登録がなく、入園申込時にマイナンバーの確認ができていない方	所得が証明できる書類 （所得課税証明書の写し）	海外赴任や美馬市転入前に海外などで日本に住民登録がなかった方は、日本国外での収入がわかる書類の提出が必要です。 下記の表（◎所得が証明できる書類）をご覧ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ひとり親家庭の世帯	次のいずれか ・児童扶養手当受給者証の写し ・ひとり親家庭等医療受給者証の写し ・戸籍謄本の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生活保護の世帯	生活保護受給証明書の写し		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※上記の書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いすることがあります。

◎所得が証明できる書類

以下の書類を父母両方分提出してください。なお、祖父母等がお子さんを扶養していると認められる場合、祖父母等の方についての書類も提出いただくことがあります。（提出書類は返却できません）

書類が必要な方		必要書類	
令和6年4月～8月 入園希望	令和5年1月1日時点の 住所地	美馬市内	特に必要ありません。
		美馬市外	「令和5年度（令和4年中の所得）所得課税証明書」（コピー可）
		海外	令和4年中の海外での収入がわかる書類
令和6年9月～令和7年3月 入園希望	令和6年1月1日時点の 住所地	美馬市内	特に必要ありません
		美馬市外	「令和6年度（令和5年中の所得）所得課税証明書」（コピー可） （令和5年6月1日以降に提出してください。）
		海外	令和5年中の海外での収入がわかる書類

※市町村民税が未申告の方は申告してください。

※市町村民税が確認できる書類の提出が無い場合は、確定ができません。

※課税状況が確認できない場合には所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。

7 幼稚園の一時預かり事業について

一時預かり事業保育料：月額 8,000 円（8月のみ 14,000 円）

※「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた場合、一時預かり事業保育料は無償となります。

子育てのための施設等利用給付認定を受けるためには5の提出書類に加え、下記の書類が必要です。

必要書類等	備考	対象者	チェック欄
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書		全員	<input type="checkbox"/>
保育の必要性を証明する書類	保護者全員分（父・母）が必要です。 下記の表から該当する理由の必要書類を提出してください。	全員	<input type="checkbox"/>

保育を必要とする理由	保護者等の状況	必要書類 ※太字は市指定の様式があるもの ※★は市ホームページからもダウンロードできます	チェック欄	
			父	母
就労	被雇用者	・就労証明書★ ※就労予定の方は、就労開始後に再度、提出してください。 ※育休復帰予定の方は、復職後に再度、提出してください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業、農業、内職	・就労証明書★ ・自営等の証明書類 （源泉徴収票、確定申告書、受注票の写しなど）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動	求職活動中	・求職活動（起業準備）申立書★ ・求職活動の状況が確認できる書類 （ハローワークカードなど）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
育休取得中	育休取得中で、保育利用中の子どもがいる場合 ※産まれた子が1歳を迎える年度末まで	・就労証明書★ 又は育児休業期間の証明（会社からの辞令書など） ※母の氏名、育児休業期間、会社の社印が確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もない	・母子手帳の写し（表紙＋出産予定日記載のページ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学	学生の場合	・在学を証明できる書類（学生証の写し等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	職業訓練を受ける場合	・職業訓練を受けることを証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	通院・入院している場合	・疾病状況申立書★ ・医師の診断書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	障がいがあり、保育できない場合	・障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳等の写し（障がいの程度が確認できる部分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護・看護	親族の介護・看護にあたる場合	・介護・看護申立書★ ・医師の診断書、障害者手帳または介護保険証（認定済）の写し（介護される方の分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
災害復旧	災害に見舞われた場合	・被災証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	・書類は必要ありませんが、申請時に相談機関等をお聞きします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

8 その他

提出書類の記入にあたっては、記入漏れや押印などの確認をして、提出をお願いします。

各幼稚園で開催の入園説明会（1月上旬～2月上旬）の案内は、各幼稚園から郵送されます。

【お問い合わせ】 美馬市教育総務課 電話：0883-52-8010